

《公開講演会記録》

中国保険業における連続と断絶

東京大学大学院総合文化研究科博士課程

伊藤 博



本日は、主に中国の保険業における連続と断絶について、報告いたします。さらに、保険業における開放と改革についてもお話しようと思います。

中国の保険業については、ニッセイ基礎研究所においてになった沙銀華先生が『現代中国産業経済論』所収の論文「保険産業」の中で、主にWTO加盟前後の中国保険業に関して論じておられます。

このほかにも、いくつか中国の保険業の概要を紹介した論文が大学紀要などに発表されていますが、数は多くありません。中国では、保険業をテーマにした修士論文が2008年頃から急増していますが、個別企業の経営内容の分析などが中心です。

中国の保険業は、2009年末の総資

産額が4兆元を超え、株式市場においても機関投資家としての存在感を増しています。本日は、重要な金融セクターの一つでありながら、従来あまり分析の対象となっていなかった中国保険業に焦点を当てて報告したいと存じます。

日中の保険市場規模比較

本題に入る前に、2009年の日中保険市場の規模を概観しておきましょう。いずれの市場においても、外資系保険会社のマーケットシェアは、2%程度と僅少です。

中国損保市場は、自動車保険の割合が収入保険料の70%を超えており、典型的

な自動車保険中心の市場です。2008年までは、自動車保険の収支は業界全体で赤字であり、大きな問題を抱えていました。赤字の原因は、代理店による保険料の不当な割引と自動車修理工場による過剰修理でした。

2009年から保険料を顧客から保険会社へ直接振り込むことにより、代理店の不当な割引を回避する策がとられ、それに加えて事故が起きた時の保険金を修理工場へ直接支払うのではなく、顧客へ支払うことにより過剰修理を防止するようになりました。その結果、自動車保険の収益は改善に向かい、2010年には大手保険会社の自動車保険は黒字を計上するようになりました。

日中の保険市場規模比較

	損保収入保険料	生保収入保険料	合計	対前年伸び率
日 本	7.8兆円 (約20社)	34.1兆円 (約50社)	41.9兆円	ほぼ 0
中 国 1元=13円	3.8兆円 (約50社)	10.7兆円 (約50社)	14.5兆円	14%増

社会における保険の役割

次に、社会における保険の役割について、確認しておきたいと思います。

保険の役割は、まず第1に「社会に存在する様々なリスクを、保険に参加する個人や組織が少しずつ分担し、リスクの顕在化に備えること」です。第2に、集積した保険料を有望な企業の発展やインフラ投資などに振り向けることです。

第1の側面に注目すると、中華人民共和国建国以前の保険は、損害保険、生命保険ともその本来の役割を果たしていたと言えます。簡単にその状況を振り返ってみましょう。

中国保険業前史

中国に近代的な保険が伝えられたのは、19世紀初頭と言われています。1805年には、広州でイギリス商人が「諫当保安行」を設立し、貿易関係の保険引き受けを始めました。

中国系保険会社として、歴史に足跡を残しているのは、1875年に李鴻章の指示によって設立された「保険招商局」です。この保険会社は、洋務運動によっ

て生み出されたと言えます。その後、保険招商局を母体として、東南アジア各地へ支店を展開した保険会社が設立されました。これらの保険会社は、主に海上輸送に関係する貨物保険や船舶保険を引き受けていました。

保険思想の普及という点から見ると、1912年に設立された「華安合群保寿公司」が注目されます。この保険会社は、中国人向けの生命保険を引き受けて、隆盛を誇りました。近代的な保険思想の中国社会への浸透は、生命保険を通じて始まったと考えられます。

1920年代に入ると、銀行が保険業へ進出する機運が高まりました。1929年には金城銀行が太平水火險公司を、1931年には中国銀行が中国保険公司を設立しました。銀行が保険会社を設立した目的は、融資を行う際の担保である貨物や不動産について、火災や盗難といったリスクを保険にヘッジしようとするものでした。このような動きを通じて、火災保険を中心とする損害保険が、中国の企業社会へ広まり始めました。

このように、19世紀初頭に近代的な保険が伝えられて以降、中国保険業は保険本来のリスク分担機能を果たしていました。

本報告の構成

今日の報告は、5つのパートで構成いたします。中心テーマは、「中国保険業における連続と断絶」ですが、保険業における「開放と改革」にも触れたいと思います。

最初に、中華人民共和国建国前後の状況を振り返り、建国前後で中国保険業には連続性があることを示します。

続いて、建国後から計画経済下において、保険の役割が変質したことを述べます。すなわち、保険の役割が「社会におけるリスク分担」から「政府が保険を利用して、国有財産と労働力を守り、社会に存在する資金を効率よく回収すること」に変わっていった状況を説明します。

次に、1959年に起きた断絶、すなわち「国内保険の全面的引き受け停止」について、その原因を考えます。「国内保険の全面的引き受け停止」は、中国保険業における最大の事件です。引き受け停止が20年の永きにわたって続いたため、その後の発展に大きな影響を及ぼしました。

最後に、この「国内保険の全面的停

止」の影響が、改革・開放政策によってどのように克服されていったのかを振り返ります。保険業における改革・開放の意義が、保険本来の役割の回復にあったことを述べます。

中国保険業における連続

それではまず、建国前後の状況についてみていきましょう。中国では通常、人民共和国建国の前後で社会に断絶があり、全く新しい社会経済体制が誕生したといわれています。保険業ではどうだったのでしょうか。

1949年に上海において、保険会社の接収が行われました。いわゆる「官僚資本」が支配していたとされた中央信託局の保険部局や中国産物保険、中国人寿保険などが接収の対象でした。接収したのは、これらの保険会社に勤務していた共産党の地下黨員でした。また、黨員ではなかった「官僚資本」系保険会社職員約600名も、同年に設立された中国人民保険公司 (The People's Insurance Company of China 略称PICC) へ入社しました。PICCの指導層には地下黨員が就任し、それを解放区から来た黨員が内部部門の責任者として支えています。

した。実務を担っていたのは、建国前に私営保険会社に勤務していた職員でした。つまり、保険業界においては、建国の前後で人的な連続性がありました。建国前後における保険会社の資金面の動きを見てみましょう。

まず、接収された保険会社の資金は、中国人民銀行へ入金されました。中国人民銀行はPICC設立に際して、600億元の資本金拠出を認めました。一方、接収されなかった保険会社は、公私合営の太平保険公司や新豊保険公司へ集約され、資本金80億元も公私合営保険会社へ組み入れられました。

このように、保険会社の資本金の継承を見ても、建国前後で連続性が認められます。

建国後から計画経済下の中国保険業

1950年の北京には、主要な国営企業が102社ありました。その63%に相当する65社が、PICCの保険に加入していました。同様に私営商工業者については、その約60%がPICCに保険を付けており、PICCは比較的順調に業務をスタートしたと思われる。

1951年には、「財産強制保険条例」

などが制定され、国営企業の火災保険などは保険付保が強制されるようになりました。PICC職員が国務院の指示文書、いわゆる「紅頭文件」を携えて省政府へ赴き、そこでもまた指示文書を書いてもらい、それを持って各国営企業を訪問し、保険契約を締結するという方法が採られました。

その結果、PICC北京の1952年から1958年の累計収入保険料は2903万元に達しました。一方、支払い保険金はわずか450万元であり、PICCは大幅な利益を計上しました。当時、国庫への上納率は利潤の50%でしたから、PICC内部に残った純利益額は大きなものでした。

このように保険の役割が、従来の「社会におけるリスク分担」から「政府が保険を利用して、国有財産と労働力を守り、社会に存在する資金を効率よく回収すること」に変質しました。その結果、国営企業や農民などの保険契約者は、保険から受ける恩恵が少ないため、保険を付ける意味を見失いがちでした。一方、PICCにしてみれば、ほとんど「濡れ手に粟」ですから、保険業務を革新しようなどという考えが浮かぶはずありません。

中国保険業における断絶

1959年に国内保険業務が引き受け停止となりました。当時、国内保険業務は、保険業務全体の90%以上を占める主要業務でした。その引き受けをやめると言うことは、すなわち中国から保険という仕組みが、ほとんど消え去ることを意味します。しかも、この状況は1979年まで20年間にわたり継続したので、中国保険業は壊滅的な打撃を被りました。

当時の史料によれば、人民公社が成立したため、自然災害に対する抵抗力が十分だったので、保険は不要になったとされています。しかし、たとえば1956年における農村関連保険料の国内業務保険料に占める割合は、わずか7%であり、残りの93%は都市関連業務です。この部分は、人民公社が成立したとしても必要にはならないはずです。

ここで、1958年という時代を振り返ってみましょう。5月5日の党大会で「社会主義の総路線」が採択され、いわゆる「大躍進運動」が本格的に開始されました。6月には、党中央から「企業、事業単位および技術力を下放することに關する規定」が出され、中央国営企業の

うち80%程度が、地方政府の管理下に置かれることになりました。

保険については、6月に国務院から「保険業務管理制度改定に関する規定」が出されました。この規定のポイントは2つあります。第1に、保険業務の管理権限が、中央政府から省レベルの地方政府へ委譲されたことです。第2に、中央国営企業の強制保険を1959年から引き受け停止とすることです。ここで、注意すべきなのは、国内業務を全面的に停止するとは規定されていない点です。

その後の具体的な状況を見てみましょう。たとえば、北京市では、1958年10月に当時の万里副市長（後の全人代常務委員長です）が、国内保険業務の引き受け縮小を決定し、それに従い、1959年から国内保険の引き受けが停止されました。「中央国営企業の強制保険引き受け停止」が、地方政府レベルで「国内保険全般の引き受け停止」へ拡大されたのです。

つまり、国内保険の引き受け停止という決定は、「地方への権限下放」という状況の下で、地方政府レベルで行われたものです。

中国保険業の対外開放

1972年のニクソン訪中直後、国務院は「米国保険業務問題に関する伺い」を承認し、財政部は「The American International Group (略称AIG)の中国訪問を受け入れました。AIGは1919年に上海で創業した保険会社であり、1939年に本部をニューヨークへ移した歴史を持ちます。PICCとAIGは、再保険を交換し、貨物保険における事故処理の相互代理を検討することになりました。

AIGとPICCはその後も接触を継続し、1980年には合併でバミューダに「中美保険公司」を設立しました。同社は、主に北米での営業を目的としていましたが、中国関連業務の引き受けも予定されていました。その後暫くすると、北米営業は深刻な赤字に直面したため、北米営業を棚上げとし、中国の経済特区へ進出しようとした。しかし、1980年代半ばにおいて、中国政府は外資系保険会社の中国国内における営業を認めない方針をとっていたため、経済特区への進出は実現しませんでした。

1980年には、東京海上、AIG、

米国コンチネンタル社が北京事務所開設認可を取得しました。これらの保険会社は、設立した事務所を営業拠点へ格上げすることを希望していましたが、その実現には10年以上の歳月が必要でした。

この時期の日中関係に目を転ずると、1978年から「日中共同保険」構想が検討されたことが注目されます。1978年10月、PICCの訪日団が日系保険会社A社を訪問した際、「日中長期貿易取り決めに基つき、日本から輸出されるプラントに関わる保険について、日中それぞれ50%の共同保険として引き受けたい」との提案がありました。日本側では損保業界全体でこの提案を検討し、具体的な引き受け案をPICCへ提示しました。1981年7月には最終案へ調印の運びとなりましたが、その後紆余曲折を経て、1984年4月に「政府が協定書案を認可しないので、協定締結は不可能」との連絡があり、本構想は実現しませんでした。しかし、78年から84年までの6年間に於いて、日中保険会社間の交流は進展し、渤海湾や珠江沖の海上石油開発では共同保険や再保険が実現しました。したがって、同構想は保険業の対外開放に一定程度寄与したと言えるでしょう。

外国保険会社の中国戦略

1990年代前半において、外国生保は大都市住民を対象として、自社が養成した代理人経由大量の契約を獲得する戦略を立てていました。一般的に生保と損保を比較すると、生保の方が収益が安定しており、市場規模も大きいことから、欧米系保険会社は生保重視の戦略を考えていました。当時、日系生保は、日本国内に強固な収益基盤を持っていたので、一部の例外を除き、中国進出にはあまり興味を持っていませんでした。

一方、損保については、主に日系損保が自国の法人顧客の中国進出に伴って、リスクマネージメントサービスを行いつつ、保険の引き受けも推進するという戦略を立てていました。1994年以降、日系メーカーの中国進出が急増したため、日系損保は営業拠点設置を強く希望していました。欧米系損保は、外国の法的規制に拘泥せず、自国内で全世界の大規模物件の引き受けを行っていたため、海外進出に積極的ではありませんでした。

このように、1990年代前半において、戦略の内容は大きく異なるものの、欧米および日系保険会社が、中国進出を

熱望する状況が生まれていました。

銀行業に比べると保険業の対外開放は遅れています。その原因は、銀行業では新中国建国後も、中断することなく業務が継続されていたのに比べて、保険業では1959年から79年までの20年間にわたり、大きな断絶があり、中国国内の基盤回復が優先されたためです。

1989年の天安門事件以降、米中国は関係修復を模索しました。1992年におけるAIGへの営業認可付与には、それを米国との関係改善の誘い水としたい、との中国政府の思惑が含まれていると考えます。鄧小平は、1989年に訪中したキッシンジャーに対して、対米関係改善のための包括的な提案をしており、その中に「早い時期に比較的大きな米中経済協力プロジェクトを実施に移す」との内容が含まれていました。1990年から91年にかけて、銭其琛外相とベーカー国務長官が交渉を重ねた結果、米政府は1992年2月に対中制裁3項目を撤回すると宣言しました。本認可はそれへの見返りの一つといえるかもしれません。AIGへの営業認可付与は、朱鎔基副総理が下した政治的な決定でした。

1994年以降、毎年、外国保険会社

1、2社へ営業認可が与えられました。多くの外国政府から、自国保険会社の営業認可を強く求める要請が中国政府へ寄せられたため、中国政府は、外国保険会社への営業認可付与が、外交上重要であることに気づきました。2001年までの国別認可件数を見ると、中国と外交関係が深い国が多くの認可を得ています。中国のWTO加盟に際しても、外国保険会社の営業認可は取引材料の一つとして活用されました。

中国保険業の改革

通常、1979年は中国において、改革・開放が実質的にスタートした年だとされていますが、保険業ではゼロからの再出発の年です。それは、1959年から79年まで20年間にわたり、国内業務が引き受け停止となっていたからです。20年間の空白は、保険業を担う人材の断絶とノウハウの消滅を意味します。

PICCは、1959年以前に保険に従事していた人々を呼び集め、中国人民銀行からも人員の派遣を受けて、業務を再スタートしました。PICCの復活を助けたのは、1980年に出された「企業火災保険引き受け復活に関する通知」

です。この通知によれば、保険付保は任意であるものの、企業財産に損害が発生した場合、国家財政からの支出は行われないこととなりました。その結果、企業側は火災保険付保を真剣に検討することになりました。この時期、PICCの保険料収入は、毎年30%以上増加しました。

しかし、1980年代半ばになると、PICCによる1社独占の弊害も目立つようになりました。保険種目の新規開発は進まず、営業進展は行政命令に頼る体質に変化はありませんでした。その結果、保険料のGDPに占める割合はわずか0.4%程度であり、先進国の平均レベルの10分の1以下でした。

この状況を打破するため、1985年に「保険企業管理暫定条例」が施行されました。この条例のポイントは、PICC以外の保険会社設立への道を開いたことです。その結果、1990年代初めまでに、平安保険や中国太平洋保険などが設立され、全国レベルで3社による競争体制が出来上がりました。

1985年に「保険企業管理暫定条例」が制定されると、平安保険や中国太平洋保険などに加えて、監督官庁の認可を得ていない保険会社が数多く設立され

ました。中国政府は、混乱の原因は保険市場を律する基本的な法律がないからだと考え、1995年に「保険法」を制定しました。そこでは、保険契約者保護が目指されました。

1996年以降、国有企業改革に歩調を合わせて、PICCの組織改革が3段階で行われました。最終的に、PICCは「中国人民財産保険」「中国人寿保険」「中国再保険」の3グループに分割されました。各グループでは、持ち株会社の傘下に損保会社、生保会社、資産管理会社を持つ形になりました。保険引き受け会社の数で見ると、もともとPICC1社であったのが、損保3社および生保3社の合計6社になったわけですから、保険会社間の競争が活発化し、消費者の利便性が向上しました。

資産運用業務は、保険会社にとって保険引き受けと並ぶ重要業務です。資産運用においても、さまざまな改革が行われました。

そもそも、PICCによる1社独占の時代においては、規定上、銀行預金しか認められていませんでした。ところが、1987年以降、資産運用に関する規制が緩和されたため、一気に無秩序状態に突入してしまいました。資産運用の専門

家不在、リスクコントロールの手段がない中で、保険会社は不動産投資や株式投資などに走り、1990年代中盤以降多額の不良債権を抱えることになりました。

1995年に「保険法」が施行され、資産運用の厳格化が図られました。この時期の運用手段は、主に銀行預金、国債および金融債の売買に限定されました。1999年以降、保険会社による株式投資が徐々に解禁されました。2004年になると外貨建ての投資も認められました。2006年には、交通やエネルギーなど国家重点プロジェクトへの投資も解禁されました。

まとめ

人の連続性や保険会社の資本金の継承から考えると、人民共和国建国前後に連続性があったといえます。

1959年の国内保険業務全面停止の原因は、史料に表れているように、人民公社が成立し災害に備えることができるようになったためではありません。地方分権の流れの中で、保険業務の管理権限を手にした地方政府が、「中央国营企業の保険業務引き受け停止」を「国内保険

業務全体の引き受け停止」へ拡大したためでした。

(本稿は6月17日に本協会で行われた講演をもとに、講師自身が要旨をまとめたものである)

講師略歴(いとう ひろし)

- 1955年3月生まれ
- 1978年 東京海上火災保険入社
- 1988年 北京駐在員
- 1993年 海外営業1部中国室課長
- 2003年 ミレアアジア社事業戦略部ジェネラルマネージャー(中国担当)
- 中国駐在期間…1979年～81年、1988年～92年、2005年～07年
- 2008年 東京海上日動退職
- 2010年 東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻博士課程